

「建設リサイクル法届出・通知済シール」の交付について

和歌山県では、平成24年5月1日から建設リサイクル法の届出・通知を受けた際に、発注者（又は代理人）又は自主施工者に対し「建設リサイクル法届出・通知済シール」を交付します。

目 的

届出・通知済シールを工事現場に掲示する標識に貼付することにより、建設リサイクル法に基づく届出・通知済であることの確認を容易にし、無届・無通知工事を抑止するほか、発注者・受注者・周辺住民等の意識向上、標識掲示の促進を図ります。

交付対象

平成24年5月1日以降、**県に建設リサイクル法に基づく届出・通知のあった工事**

実施方法

県の窓口において、届出・通知書の受付時に発注者（又は代理人）又は自主施工者に対し、「**建設リサイクル法届出・通知済シール**」を交付しますので、**工事現場に掲示する標識**（「建設業の許可票」又は「解体工事業者登録票」）の右上部等の余白部分で文字を隠さない箇所に貼り付けて下さい。

また、工事完了後はすみやかに標識から剥がして下さい。

※ 届出書の場合は、受理された日を含めて7日間は着工できません。また、7日以内は変更命令を行う場合がありますので、届出日から7日以内の着工日に貼付して下さい。

※ 自主施工者は、門・塀等の目立つ箇所に貼付して下さい。

<参 考>建設リサイクル法届出・通知済シール（県が受付した場合）

図1：シールデザイン(縦約2cm,横約6.5cm)

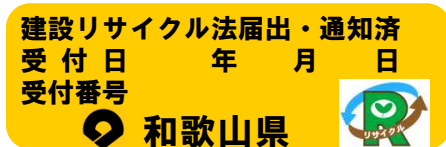


図2：建設業の許可票への貼付例

建設業の許可票	
商号又は名称	
代表者の氏名	
主任技術者の氏名	専任の有無
資格名	資格者証交付番号
一般建設業又は特定建設業の別	
許可を受けた建設業	
許可番号	国土交通大臣 知事許可()第 号
許可年月日	

縦25cm以上×横35cm以上

図3：解体工事業者登録票への貼付例

解体工事業者登録票	
商号、名称又は氏名	
法人である場合の 代表者の氏名	
登録番号	
登録年月日	
技術管理者の氏名	

縦25cm以上×横35cm以上

皆様のご理解とご協力をよろしくお願いいたします。

〇問い合わせ先

各振興局建設部 総務調整課等（建設リサイクル法担当）
建築住宅課 073-441-3184【建築物】
技術調査課 073-441-3084【建築物以外】